

令和7年7月23日実施

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題

正解数	問
	／30問

事業者名	:
受験者名	:

【○×問題】

以下の各設問のうち、正しいものは「○」を、正しくないものは「×」を別紙の解答欄に記入してください。

1. 道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。
2. 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して乗合旅客の運送をすることができる。
3. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める営業所ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。
4. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。
5. 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者の事業について旅客の利便を阻害している事実があると認められた場合に限り、事業改善を命ずることができる。
6. 一般貸切旅客自動車運送事業における事業用自動車には、その自動車の外側に「一般」

と表示しなければならない。

7. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りでない。
8. 旅客自動車運送事業者は、天災その他の事故により、旅客が死亡したときは、すみやかにその旨を家族に通知し、遺留品を保管しなければならない。
9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者に対して当該乗務の途中において少なくとも1回電話その他方法により点呼を行わなければならない。
10. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、当該運転者に係る乗務員台帳を保存しておく必要はない。
11. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が非常信号用具、非常口又は消火器を備えたものであるときは、当該自動車の乗務員に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。
12. 一般貸切旅客自動車運送事業者の運転者は、乗務中運行指示書を携行しなければならない。
13. 整備管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。

【三択問題】

以下の各設問の（ ）内に、関係法令を踏まえ、最も適切な語句を〔 〕内から選択し、別紙の解答欄に該当するアルファベットを記入してください。

14. 道路運送法の「旅客自動車運送事業」とは、（ ）に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。
〔 A. 自己の目的 B. 自治体等の要請 C. 他人の需要 〕
15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。これを（ ）しようとするときも同様とする。
〔 A. 変更 B. 値上げ C. 値下げ 〕

16. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の（ ）をしてはならない。

[A. 割引 B. 払戻し C. 割戻し]

17. 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更をしようとするときは、あらかじめ、（ ）を国土交通大臣に届け出なければならない。

[A. 事業計画変更事前届出書 B. 運行計画変更事前届出書 C. 業務計画変更事前届出書]

18. 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地（ ）その営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。

[A. のいずれもが B. のどちらかが C. に関係なく]

19. 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の（ ）に努めなければならない。

[A. 向上 B. 維持 C. 確保]

20. 旅客自動車運送事業者たる法人の代表権を有しない役員の変更にあつては、前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更について、毎年（ ）までに届け出なければならない。

[A. 三月三十一日 B. 五月三十一日 C. 七月三十一日]

21. 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、（ ）かつ懇切な取扱いをしなければならない。

[A. 公平 B. 親切 C. 丁寧]

22. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している（ ）、適切な処置をしなければならない。

[A. 事業者のために B. 旅客のために C. 乗務員のために]

23. 旅客自動車運送事業者は、（ ）状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

[A. 運転が可能な B. 集中力が欠落した C. 酒気を帯びた]

24. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、乗務員の氏名等を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において（ ）保存しなければならない。

[A. 六ヶ月間 B. 一年間 C. 三年間]

25. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が告示で定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める（ ）に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。

[A. 自動車の運転 B. 事業計画 C. 運行管理]

26. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、（ ）の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、その他定める事項を遵守しなければならない。

[A. 運行管理者 B. 整備管理者 C. 従業員]

27. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後（ ）以内に管轄する地方運輸局長に当該事業年度に係る事業報告書を提出しなければならない。

[A. 三十日 B. 六十日 C. 百日]

28. 自動車運送事業の用に供する自動車は（ ）ごとに定期点検整備をしなければならない。

[A. 三ヶ月 B. 六ヶ月 C. 一年]

【数字記入問題】

以下の各設問の（ ）にあてはまる数字を別紙の解答欄に記入してください。

29. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃及び料金の実施予定日の（ ）日前までに運賃及び料金設定（変更）届出書を提出するものとする。

30. 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車について重大事故があった場合には、（ ）日以内に自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題（解答）

- 1.（運送法 3 条）道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員 11 人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。（ ○ ）
- 2.（運送法 21 条）一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して乗合旅客の運送をすることができる。（ ○ ）
- 3.（運送法 23 条 1 項）一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める営業所ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。（ ○ ）
- 4.（運送法 30 条）一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。（ ○ ）
- 5.（運送法 31 条）国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者の事業について旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認められるときは、事業改善を命ずることができる。（ × ）
- 6.（運送法 95 条）一般貸切旅客自動車運送事業における事業用自動車には、その自動車の外側に「貸切」と表示しなければならない。（ × ）
- 7.（運輸規則 3 条）旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りでない。（ ○ ）
- 8.（運輸規則 19 条）旅客自動車運送事業者は、天災その他の事故により、旅客が死亡したときは、すみやかにその旨を家族に通知し、遺留品を保管しなければならない。（ ○ ）
- 9.（運輸規則 24 条 3 項）一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者に対して当該乗務の途中において少なくとも 1 回電話その他方法により点呼を行わなければならない。（ ○ ）
- 10.（運輸規則 37 条 2 項）旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務

員台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。(×)

- 1 1. (運輸規則 38 条) 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が非常信号用具、非常口又は消化器を備えたものであるときは、当該自動車の乗務員に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。(○)
- 1 2. (運輸規則 50 条) 一般貸切旅客自動車運送事業者の運転者は、乗務中運行指示書を携行しなければならない。
(○)
- 1 3. (車両法施行規則第 32 条 1 項 2 号) 整備管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。(○)
- 1 4. (運送法 2 条) 道路運送法の「旅客自動車運送事業」とは、(C: 他人の需要) に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。
- 1 5. (運送法 9 条の 2 1 項) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。これを (A: 変更) しようとするときも同様とする。
- 1 6. (運送法 10 条) 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の (C: 割戻し) をしてはならない。
- 1 7. (運送法 15 条 3 項) 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更をしようとするときは、あらかじめ、(A: 事業計画変更事前届出書) を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 1 8. (運送法 20 条) 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地 (A: のいずれもが) その営業区域外に存する旅客の運送 (路線を定めて行うものを除く。) をしてはならない。
- 1 9. (運送法 22 条) 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の (A: 向上) に努めなければならない。
- 2 0. (運送法施行規則 66 条) 旅客自動車運送事業者たる法人の代表権を有しない役員の変更にあつては、前年 7 月 1 日から 6 月 30 日までの期間に係る変更について、毎年 (C: 七月三十一日) までに届け出なければならない。
- 2 1. (運輸規則 2 条 2 項) 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、(A: 公平) かつ懇切な取扱いをしなければならない。

22. (運輸規則18条) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している (B: 旅客のために)、適切な処置をしなければならない。
23. (運輸規則21条4項) 旅客自動車運送事業者は、(C: 酒気を帯びた) 状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。
24. (運輸規則26条の2) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、乗務員の氏名等を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において (C: 三年間) 保存しなければならない。
25. (運輸規則38条1項) 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が告示で定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状況及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める (A: 自動車の運転) に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。
26. (運輸規則45条) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、(B: 整備管理者) の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、その他定める事項を遵守しなければならない。
27. (報告規則2条) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後 (C: 百日) 以内に管轄する地方運輸局長に当該事業年度に係る事業報告書を提出しなければならない。
28. (車両法48条) 自動車運送事業の用に供する自動車は (A: 三ヶ月) ごとに定期点検整備をしなければならない。
29. (施行規則10条の2) 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃及び料金の実施予定日の (30) 日前までに運賃及び料金設定 (変更) 届出書を提出するものとする。
30. (事故報告規則3条) 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車について重大事故があった場合には、(30) 日以内に自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。